

仕 様 書			
件名	部外技能訓練 (ブライダルプランナー)	仕様書番号	
		作成年月日	令和3年6月17日
		作成部隊等名	西部方面総監部 人事部援護業務課

1 総 則

この仕様書は、令和3年度に実施する部外技能訓練（ブライダルプランナー）について適用する。

2 役務に関する要求

(1) 実施時期

令和3年8月17日（火）～8月26日（木）（土日を除く8日間）

(2) 場 所

熊本県熊本市東区東町1丁目1番1号
陸上自衛隊健軍駐屯地 援護教育センター内

(3) 受講予定人員

10名

(4) 教育内容等

ア 目標取得資格

ブライダルプランナー2級（全米ブライダルコンサルタント協会（ABC協会））

イ 講師の要件

ABC協会ブライダルプランナー講座の指導経験を5年以上有する者とする。

ウ 教育課目及び内容

下表を基準とし、本講座を受講することにより、実務経験の有無にかかわらず受験資格を得ることができる内容とする。

課 目	教育内容	時間数
日本のブライダル市場	ブライダル市場の特性 ブライダルに関わるビジネス	4
日本のウェディング	婚約、結納のしきたり、婚礼施設、挙式形態、披露宴の流れ、日取り決め	10
日本の婚礼施設の主業務	準備、打合せスケジュール、婚礼担当者の役割、婚礼料理、食事形式、ウェディングケーキ	6
日本の婚礼関連商品	衣裳（和装・洋装）全般、フラワー、美容着付、司会者、写真、ビデオ、引き出物、演出	10
アメリカンウェディング	アメリカンウェディングの概要、ブライダルコンサルタントの職務、ブライダルパーティーとは、ウェディングバンダー、リハーサル・セレモニー、レセプション	14
模擬試験	模擬試験、解答解説等	4

エ 教育時間

0900から1600までの間において1日あたり6時間を基準とし、適宜休憩をとるものとする。

オ 教育要領

対面による講義を基本とするも、状況により、オンラインによる講義が実施できるものとする。

カ 実施要領

- (ア) 課目構成、順次、配分時間、資料等を事前に西部方面総監部人事部援護業務課（援護教育センター長 気付）に提出し、承認を得るものとする。
- (イ) 契約締結後、契約相手方は教育実施計画（様式随意）を作成し、西部方面総監部人事部援護業務課援護教育センター（以下、「援護教育センター」という。）と教育内容の確認、教授予行等、所要の調整を行うものとする。
- (ウ) 契約相手方は、前項の調整結果に基づき、教育の細部を作成（様式随意）し、援護教育センターの承認を得るものとする。

キ 費用の負担

本委託業務の費用には、教材費、部外での教育が必要な場合の教育参加者の移動に係る費用、講師の駐屯地までの交通費等、教育に必要な一切を含むものとする。

ただし、技能審査試験受講料等は受講者の負担とし、教育開始前にその額及び要領を通知するものとする。

ク 教材等

契約相手方は、講座に必要なものがある場合において、援護教育センターの準備する教材（プロジェクター一式、ビデオDVDデッキ、マイク等）以外は全て負担するものとする。

ケ 試験支援

契約相手方は、本講座の受講者が目標資格を取得するための技能審査試験に出席するにあたり、その手続きの一部を代行する等の支援を行うものとする。

コ その他

- (ア) 講座予定等の変更
官側の都合により講座予定を変更する場合、官側は契約相手方に対し事前に通知するものとする。この際、人員の変更について容易に調整できるものとする。
- (イ) 危険負担
受託業務実施間における責任は、原則として契約相手方が負う。
- (ウ) 安全管理
契約相手方は安全管理を万全にし、適時適切な指導及び監督を実施する。

3 検査等

この仕様書によるほか、契約担当官の任命する検査官が実施する。

4 保 全

契約相手方は、契約の履行に際し知り得た部隊等の情報、隊員の個人情報等を本講座のみに使用するものとし、他の者に伝達、提供等をしてはならない。

これらは本契約を終了した後も同様とする。

5 その他

(1) 契約相手方はこの仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

(2) 調整先

〒862-0901

熊本県熊本市東区東町1丁目1番1号 陸上自衛隊健軍駐屯地

西部方面総監部人事部援護業務課 再就職教育支援専門官

096-368-5111 (内線 2838)